

# 令和4年度 村上市立村上第一中学校 部活動基本方針

村上市立村上第一中学校

## 1 活動の目標

- (1) 学校教育の一環として、指導の重点を基に意図的な活動を運営する。
- (2) 余暇の善用をはかり、自主的な活動を通して、主体的に取り組む態度を育てる。
- (3) 秩序ある活動の中にも、生徒同士・生徒と教師の和やかな心のつながりを深める。

## 2 指導の重点

- (1) 新潟県教育委員会の「新潟県部活動基本方針」及び「村上市部活動基本方針」に準じて、適正な部活動運営を行う。
- (2) 下記を活動の基本とし、集団のために個を生かすことのできる部員を育てる。
  - ① 心と体を鍛え、目標に向かって最後までやり抜く力を身に付ける。
  - ② ルールやマナーを重んじ、節度ある自主的な活動を心掛ける。
  - ③ 人間関係を大切にし、互いに磨きあい協力して活動する態度を養う。
  - ④ 部員としての誇りを持ち、日常生活でも模範となる行動をとる。
- (3) 保護者会、外部指導者及び部活動指導員との連携を深め、定期的に休養するなど生徒の心身の負担を調整する。

## 3 本年度設置する部活動について

### (1) 常設部活動

陸上競技 (男女) ・バスケットボール (男女) ・バレーボール (女) ・卓球 (男女)

ソフトテニス (男女) ・柔道 (男) ・吹奏楽 (男女) ・文化 (男女) ・サッカー (男) ・バドミントン (女)

### (2) 特設部活動

駅伝 (男女) ・総踊り (男女)

### (3) 部活動数の見直し

1・2年生だけでチーム編成ができない場合は、種目の特性を考慮しながら、翌年度以降の募集を停止する。

(H29.8のPTA理事会、部活動連合委員会とH30.2の新生保護者説明会で説明済み)

※新3年生=R2年度入学生、新2年生=R3年度入学生

※R4募集停止 (柔道、卓球 (女) )

## 4 活動時間・適切な休養日の設定について

### (1) 活動時間の設定

- ① 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ② できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- ③ 大会や練習試合においては、その後に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないよう配慮する。

## (2) 休養日の設定

- ① 週あたり2日以上、平日1日以上、週休日等1日以上)を設けることを原則とし、年間で100日以上、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。

※3日休養日の場合、活動は1日とする。

- ② 長期休業中は、原則土日を休養日とする。
- ③ 長期休業中には、ある程度長期の休養期間を設ける。

## (3) 年間計画等の作成

- ① 部活動顧問は、休養日等の設定を踏まえた年間活動計画を作成し、校長に提出する。
- ② 部活動顧問は、年間計画に基づき、月間活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

## (4) 完全下校時刻について

- ・4月 . . . 17:30
- ・5月 ~双翼祭 . . . 18:00
- ・双翼祭 ~麗華祭 . . . 17:30
- ・麗華祭 ~Ⅲ期テスト . . . 17:00
- ・Ⅲ期テスト~3月末 . . . 17:30

## 5 体育館練習場所

### <第1体育館>

ステージ	A	B	C
------	---	---	---

### <第2体育館>

卓球	剣道	柔道
----	----	----

- ・ Aコートはバスケ男とバスケ女、B・Cコートはバレー、バドで曜日ごとのローテーションで使用する。
- ・ 冬季も体育館使用は、バスケ・バレー、バドが引き続き使用するが、必要に応じて野球部やサッカー部、テニス部、陸上競技部の外部の活動も、顧問同士で相談し、体育館で活動できることとする。

## 6 部活動運営上の基本方針

- (1) 大会やコンクール等での勝利至上主義となる過重な練習とならないように配慮し、生徒の健全な心身の培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導を行う。
- (2) 中体連の事業ではない大会、コンクール等への参加については、生徒や教員の心身の健康に十分留意し、参加する大会は厳選する。特に、郡市外へ部活動としての大会参加については校長の許可を得る。
- (3) 部活動顧問は、一方的な方針による運営及び指導とならぬよう、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討し、設定する。
- (4) 個人徴収金が負担にならぬよう配慮するとともに、金銭の授受に注意を払い適正な経費の執行を行う。  
(保護者会の運営での集金には会計簿を作成し、会員に会計報告を行う)
- (5) 部活動顧問及び外部等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰・暴言等のない指導に徹する。叱咤激励の言動も言葉を選ぶ。
- (6) 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことの出来ない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

- (7) 部活動顧問は救急機関等への連絡体制、救急救命法やAEDの適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるようにし、けが等が発生したら、速やかに保護者に連絡し、状況説明を行う。
- (8) 部活動顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、保健調査票や健康診断等から、生徒の健康状態を常に確認し、けがや事故防止に努める。
- (9) 外部指導者及び部活動指導委員との連携については、学校全体の目標や方針、外部の活動目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について十分な調整を行い、外部指導者及び部活動指導員の理解を得るとともに、相互に情報を共有する。また、部活動顧問と外部指導者と4月中旬に打ち合わせ会をもつ。  
※部活動指導員（単独での指導、引率等が可能）  
※外部指導者（顧問に協力し、主に技術指導を行う）
- (10) 各部活動の活動では、顧問、副顧問の担当する曜日を定めるなどして、業務内容の平均化を図るようにする。

## 7 申し合わせ事項

- (1) 原則として活動には顧問がつく。活動の開始時と終了時は顧問が生徒の様子や怪我の有無等を確認する。顧問がつかない場合は、一体は一体の部、二体は二体の部、屋外は屋外の部の顧問に見てもらおう。ただし、活動内容は確実に生徒に指示しておく。（危険のない練習内容）
- (2) 土日とも大会や練習試合等で活動を行った場合、水曜日の他に週明けの月曜日に休養日を設ける。
- (3) バスの出ない日・時間帯に活動する場合は、保護者の了解を得るとともに、交通手段を確保する。
- (4) 完全下校時刻を厳守させる。部活を理由に学校の決まりを破ることのないように指導する。顧問は生徒が着替えを終え、下校するまで活動場所にいること。特に、バス出発時刻には遅れないようにする。遅れた場合は部活動顧問が送り届けるか、保護者が迎えに来るまで必ず対応する。
- (5) 定期テスト前の活動停止は原則として7日前からとし、保護者会練習もこれに準ずる。テスト前等の部活動停止期間にやむを得ず練習をしたい場合はあらかじめ保護者の了承を得て、事前に管理職に相談する。
- (6) 活動に行く生徒は、必ずカバンや道具を活動場所に持っていき、教室には戻らないことを徹底する。
- (7) 部活時の服装は、吹奏楽部、文化部は体操着又は制服とし、その他の運動部活動は、体育着又はユニフォーム、部ごとに揃えたTシャツ等の練習着とする。（個人で購入したものは不可）

## 8 手続きについて

- (1) 入部について
  - ① 各種大会やコンクール等に参加するためには選手登録が必要となる場合がある。二重登録が禁止されていることから部活動に入部した場合は、村上第一中学校の選手として登録することとする。
  - ② 新入生の入部については、部活動紹介や見学・体験入部期間において、その後に仮入部の結果を示した上で、正式入部とする。
  - ③ 在校生の入部については原則として、前学年で入部していたものを継続するものとするが、保護者および学級担任・指導顧問が再確認する意味と、生徒に新たな気持ちで活動に取り組ませるため、再申請させる。また、顧問が変わる可能性もあるため、人数と名前を確認するために行う。転部する際は、転入部する顧問と面談し、了承されなければ転入部を認めない。
- (2) 部活動の変更および退部

保護者および生徒から部活動の変更や退部の申し出があった場合は、次の手順で速やかに変更の手続きをとる。

- ① 保護者・生徒（本人）・学級担任・顧問の四者で意志を確認する。
- ② 新旧顧問の了解を得る。
- ③ 学級担任は保護者および生徒に変更（または退部）の連絡をする。
- ④ 学級担任は部活動担当に変更（または退部）の報告をする。

## 9 保護者会活動について

- (1) 保護者会練習に参加する場合は、各保護者会で年度ごとに参加申し込みを行い、申し込んだ者が参加する。（入部している者が全員参加ではない。）
- (2) 部活動に引き続いて延長練習する場合は、活動終了 18:45、完全下校(19:00)とする。この場合、原則として保護者の迎えにより帰宅させる。19:00 以降の夜練習の場合は原則として帰宅させる。
- (3) 延長練習や保護者会練習などは、学校が定める部活動以外の時間となるため、各部活動保護者が責任をもって運営する。また、スポーツ保険に加入し、各部の保護者 1 名以上の監督のもとに行うもので、基本的に教員は参加しない。
- (4) 中体連以外が主催する大会への参加は、原則として保護者会による参加とする。
- (5) 保護者会による練習や大会への参加は必ず指導者を置き、保護者の参観により活動を見守ることとする。
- (6) 平日の部活動停止日に保護者会練習をする場合は、一旦下校させる。
- (7) 生徒の心身の負担に配慮し総量を調整する。

改正：平成 31 年 4 月 1 日

令和 04 年 4 月 1 日